

# 予 防 規 程

(一般取扱所用)

(会 社 名 )

(一般取扱所名)

第1章 総則

第2章 保安の役割分担

第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

第4章 点検、検査及び記録

第5章 火災、地震及びその他の災害時の措置

第6章 教育及び訓練

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、\_\_\_\_\_（以下「当所」という。）における危険物の取り扱い作業その他防火管理に関する必要な事項について定め、もって火災、危険物の流出、震災等の災害を防止することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、当所に勤務又は出入りするすべての者に適用する。

### (遵守義務)

第3条 当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

### (告知義務)

第4条 当所の従業員は、当所に出入りする者に対して、必要に応じてこの規定の内容を告知し、遵守させなければならない。

### (規程の変更)

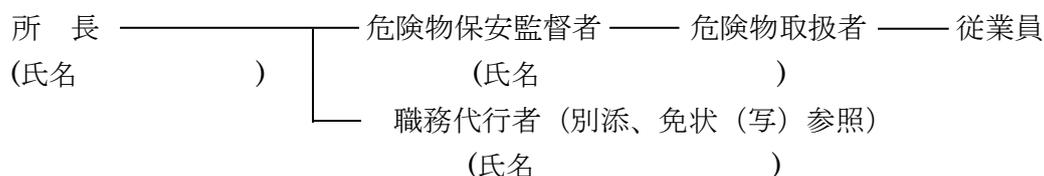
第5条 所長は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者および危険物取扱者等の意見を尊重し、火災予防上支障のないように変更しなければならない。

2 所長は、規定の変更を行ったときは、所轄消防署に変更の申請をして認可を受けなければならない。

## 第2章 保安の役割分担

### (組 織)

第6条 当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、次の通りの役割分担を定める。



2 所長は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により、不在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかななければならない。

### (所長の責務)

第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

### (危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程を定め

るところにより保安の維持の確保に努めなければならない。

(危険物取扱者の職務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定める危険物の貯蔵、及び取り扱い作業の安全を確保しなければならない。

2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(従業員の遵守事項)

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取り扱い作業及び危険物施設の維持管理に努めなければならない。

### 第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

(貯蔵及び取扱基準)

第11条 危険物を貯蔵し又は取り扱う場合においては消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。
- ② 移動タンク貯蔵所及び容器に危険物を注入するときは、油種を確認するとともに、その場所を離れないこと。
- ③ みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。
- ④ 危険物を移動タンク貯蔵所及び容器に注入するときは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。
- ⑤ 危険物を移動タンク貯蔵所へ注入する場合、アースに接続するとともに油種、注入量の確認をすること。
- ⑥ 灯油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注入し、注入済みの容器はその場所に放置しないこと。
- ⑦ 移動タンク貯蔵所及び容器へ危険物を注入する際に支障となる様な物件を於かないものとし、常に整理整頓に努めること。

(設備機器の運転操作の基準)

第12条 当所の運転及び操作に当たっては、作業するものはよくその設備内容並びに運転操作要領を熟知するとともに、誤操作のないよう確認を行うこと。

(駐 車)

第13条 所内の自動車等を駐車させる場合は、あらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

### 第4章 点検及び検査その他の安全管理

(危険物施設の点検)

第 14 条 危険物施設の構造及び施設等を適正に維持管理するため、別に定めるところにより点検を実施しなければならない。

2 \_\_\_\_\_を点検責任者として定め前項の点検を実施しなければならない。

3 点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、所長に報告して修理等を行わせるようしなければならない。

(改修、補修)

第 15 条 危険物施設の改修、補修工事等を行うときには、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。

2 前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示をするなど監視監督を行わなければならない。

(関係書類及び図面等の整備保管)

第 16 条 法に基づき設備許可された一般取扱所の施設等の位置、構造及び設備が明示された関係書類及び図面は、分類整理して所定の場所に整理保管する。

(記録の作成及び保存)

第 17 条 法令による検査、点検、その他修理又は保安、教育訓練等に関する記録はすべて作成するものとし、所定の期間保存するものとする。

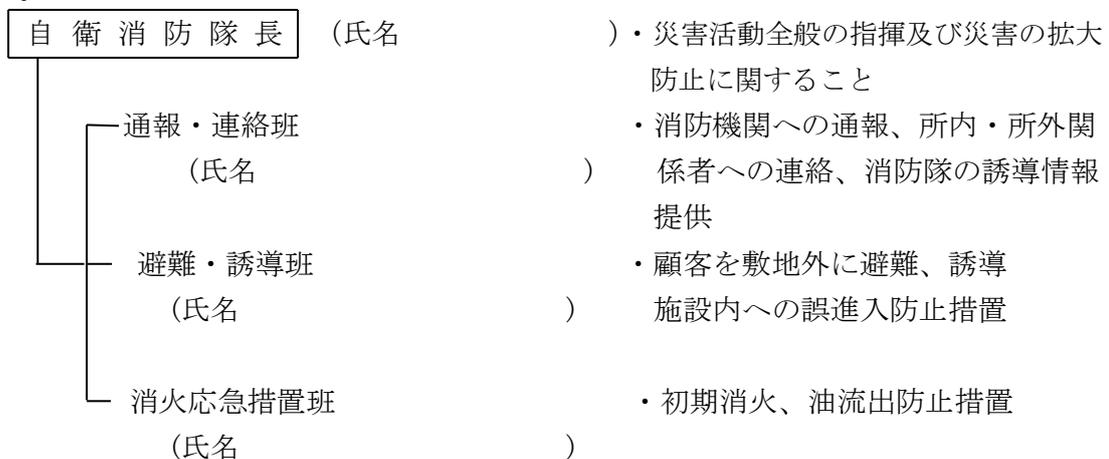
(在庫管理の方法)

第 18 条 地下貯蔵タンクの在庫管理の方法を別紙のとおり定める。

## 第 5 章 火災、地震及びその他の災害時の措置

(自衛消防隊)

第 19 条 所長を自衛消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即体制を整えておくものとし、その編成及び責務分担は、次のとおりとする。



(消火活動等)

第 20 条 消火活動等を次により行わなければならない。

- ① 火災、危険物の流出等が発生した場合には、消防隊長の指揮の下に直ちに初期消火、客等の避難・誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講ずること。
- ② 危険物が所外に流出または可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域住民、通行人及び車両の運転者等に対して火気使用の禁止、その他の必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡大防止、改修等の応急措置を講ずること。

(地震発生時の措置)

(南海トラフ地震防災規程の作成義務がある製造所等については、別添「南海トラフ地震防災規程」により活動する。)

第 21 条 地震が発生したときは、直ちに危険物の取扱作業及び火気設備器具を中止しなければならない。

なお、施設の使用再開にあたっては、十分に点検を行ない、安全を確認すること。

(南海トラフ地震防災規程の作成義務施設)

「香川県地震・津波被害想定」において、南海トラフ地震(最大クラス)によって水深 30cm 以上の浸水が想定される地域内にある製造所等

## 第 6 章 教育及び訓練

(保安教育)

第 22 条 所長は従業員に対し、次により保安教育を実施するものとする。

対象者	実施時間	内 容
全従業員	1 回 1 年	(1) 予防規程の周知徹底 (2) 火災予防上の遵守事項 (3) 安全作業等に関する基本的事項
新入社員	入社時	(4) 各自の任務、責任等の周知徹底 (5) 地震対策に関する事項 (6) その他

(訓 練)

第 23 条 訓練は、部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は、\_\_か月に 1 回以上、総合訓練は、\_\_か月に 1 回以上とし、次により行なうこと。

- ① 部分訓練は、消火訓練等について行うこと。
- ② 総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させ総合的に行うこと